

新規就農者対策「行政・JA」支援内容

行政名	事業名称	対象年齢	条件	助成金						
				住宅関係	就農支援資金助成	農地等の取得関係	その他事業			
				内容	内容	内容	事業名	対象者	内容	
深川市	深川市新規就農者確保対策事業実施要綱	20歳～40歳	受入農家において2年以上の研修を経て就農したもののアグリサポート事業で2年以上業務に従事した者人・農地プランの「中心となる経営体」として位置づけられ2年以上経過した者	市が保有する住宅を無償貸与(研修決定後)	○農業経営する者⇒200万円 ○農業生産法人構成員⇒100万円もしくは出資額のいずれか低い方の額		農業後継者対策事業(就農支援促進事業) 農業者後継者対策事業(海外実習研修事業)	市内に住所を有する45歳以下の者で学卒後、又はUターンして就農した農家子弟 市内に住所を有する満18歳から概ね35歳までの者	研修、資格取得等経費の2分の1以内(15万円上限) 北海道農業公社などが実施する海外派遣事業の参加経費の3分の2以内(30万円上限)	
雨竜町	雨竜町新規就農者育成に関する条例	40歳まで	認定就農者			○5年間の賃借は賃借料の1/2を助成 ○農地保有合理化事業 ・5年間の賃借は賃借料率2%の内1%を助成 ・10年間の賃借は賃借料率2.75%の内0.75%助成 ○農用地等の取得に対し、5年間固定資産税免除 ○農用地等取得に対し、3000万の借入金を限度とし償還利子の1%以内を12年間助成				
雨竜町	雨竜町農業後継者就農育成事業助成金交付要綱	40歳まで	後継者 *H27年度～H30年度(雨竜町新規就農者育成に関する条例及び法人構成員は対象外)		○本事業全体において、後継者1人につき150万円限度に交付 ○就農生活支援金として上限月額5万円を1年間交付		○農業経営に必要な技能免許の取得に対し取得費の100%以内を限度として助成 ○農業経営に必要な農用地及び農業用機械等の取得に対し、取得費の50%以内を限度として助成 ○施設園芸資材の購入に対し、取得費の50%以内の額を限度に助成 ○経営主と居住する際、家屋の新築及び増改築を町内業者に発注した場合、50%以内の助成 ○農用地の自力圃場整備の経費に対し、工事費の50%以内の額を限度に助成			
北竜町	北竜町新規就農者誘致特別措置条例	22歳～45歳未満	認定就農者	○家賃の1/2を助成(上限1万円) ○居住用住宅の修繕等の費用を1/5助成(上限250万円)		○賃借料の1/5を5年間助成 ○農用地等の取得に対し3年間固定資産税相当額を助成 ○農用地等の取得に対し、制度資金の1/10を5年間助成(上限250万円) ○借入した制度資金(上限2000万円)の利率が2%を超えた部分を5年間交付	北竜町農業体験実習生受入要綱	18歳～40歳未満の独身の女性	○4月～10月の期間で原則1か月以上の実習(最大6か月) ○農業体験宿泊施設を無償で貸出 ○作業日当6,400円/日	
幌加内町	幌加内町新規就農者誘致特別対策事業要綱	23歳～60歳	新規就農者 新規学卒就農者 Uターン就農者		○就農時、入殖・環境保全奨励金として300万円交付	○賃借料の1/2を5年間助成 ○農用地等の取得に対し5年間固定資産税相当額を助成 ○借入した制度資金(上限5000万円)の利率全額を5年間助成				